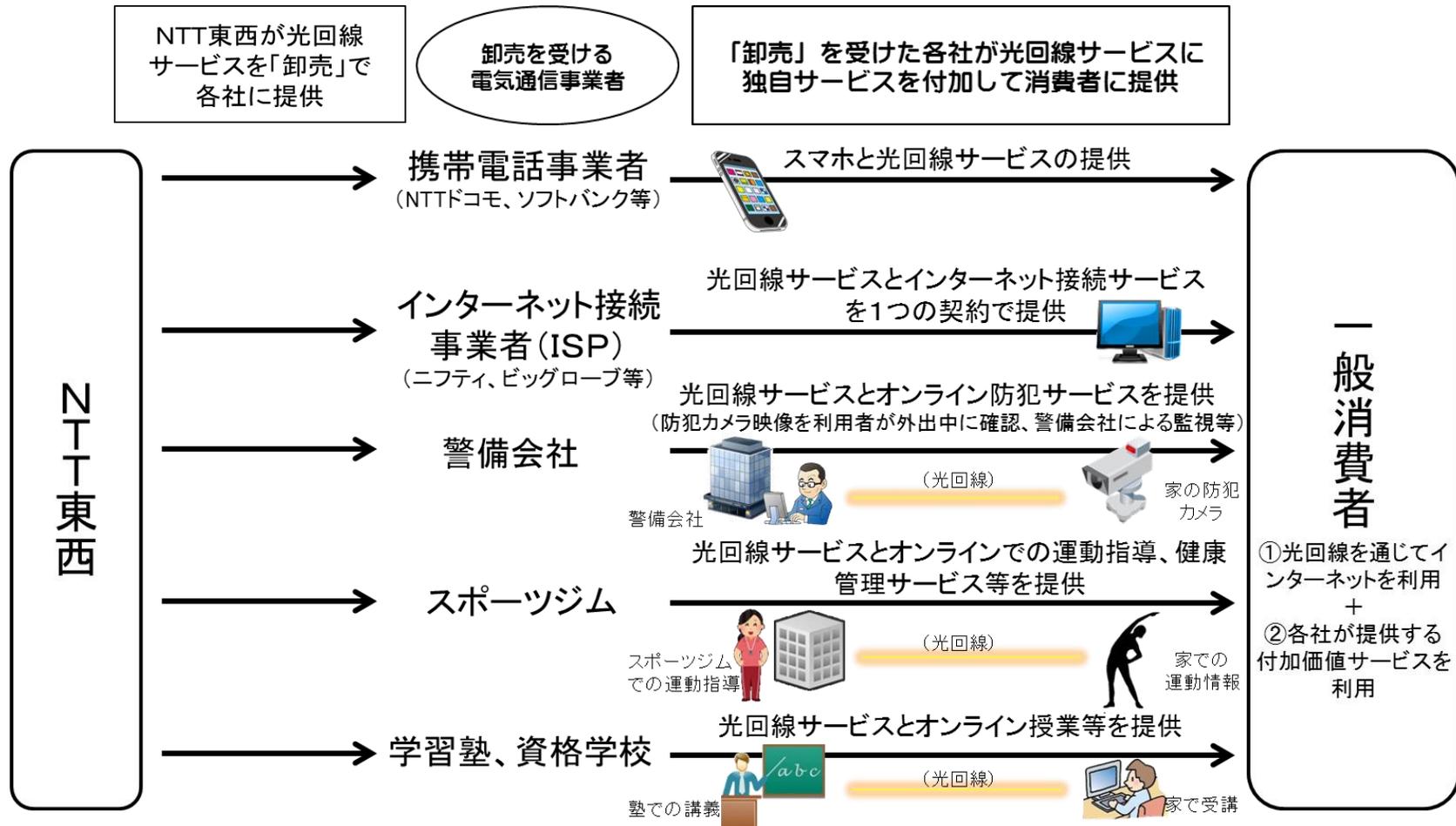


NTT東日本・西日本による光回線の 卸売サービスの事業者変更について

平成 30 年 5 月 16 日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部

NTT東西による光回線の卸売サービス

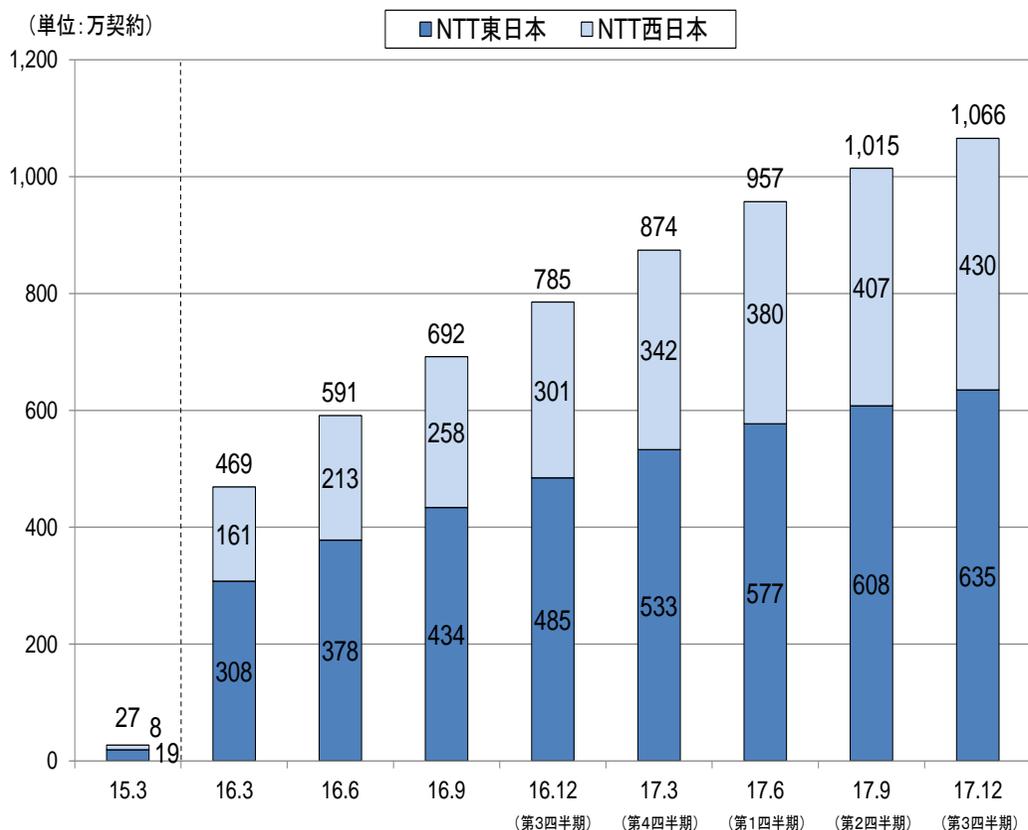
- NTT東西は、平成27年2月より、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。
- 開始に当たり、NTT東西は、保障契約約款を変更し「別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のもの」とする旨を追記。



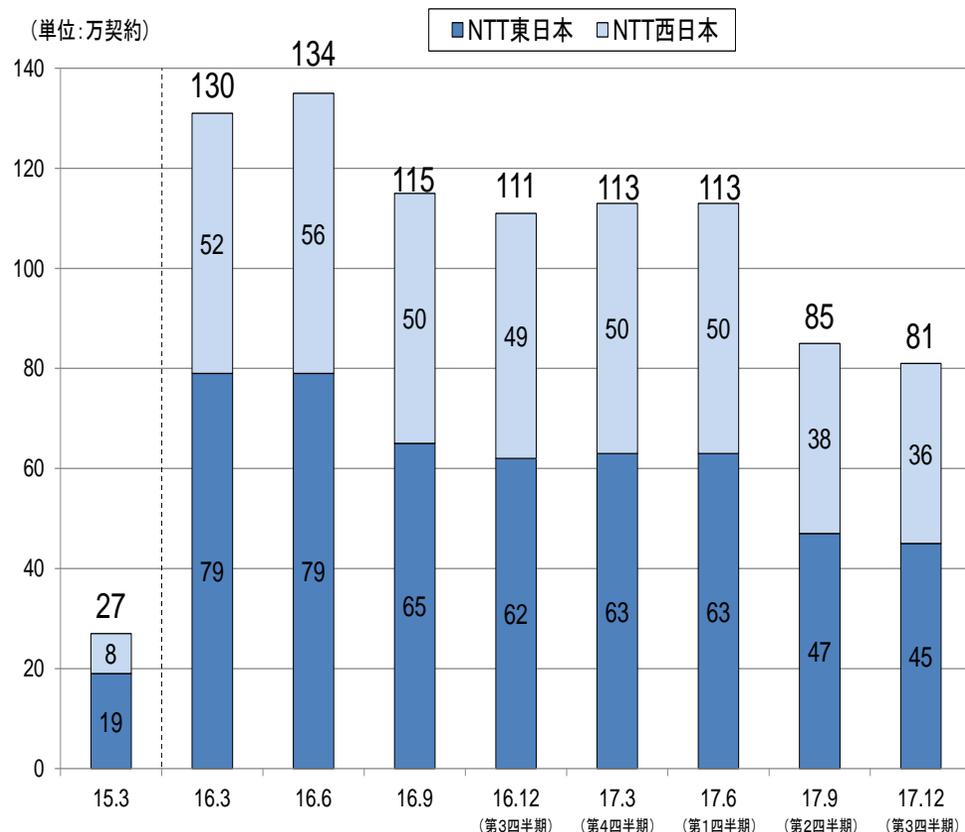
サービス卸の契約数・開通数

- **NTT東西合計の卸契約数は1,066万** (前期比+51万、前年同期比+280万) (2017年12月末)。NTT東西別で見ると、**NTT東日本は635万** (前期比+27万、前年同期比+151万)、**NTT西日本は430万** (前期比+24万、前年同期比+130万)。
- 直近の四半期(2017年10月~12月)の**NTT東西合計の卸開通数は81万** (前期比▲4万、前年同期比▲30万)。NTT東西別で見ると、**NTT東日本は45万** (前期比▲2万、前年同期比▲17万)、**NTT西日本は36万** (前期比▲2万、前年同期比▲13万)。毎四半期の**卸開通数は、減少傾向**。

【卸契約数(NTT東西合計、NTT東西別)】



【毎四半期の卸開通数(NTT東西合計、NTT東西別)】



注:卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.3)、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告(2016.3以降)及びNTT提出資料

サービス卸の開通数(新規・転用別)

- **NTT東西合計の累計卸開通数**(1,238万)のうち、**新規**は**437万**(35.3%、前期比+1.1ポイント、前年同期比+6.9ポイント)、**転用***は**802万**(64.7%、前期比▲1.1ポイント、前年同期比▲6.9ポイント)。

(参考)NTT東日本:新規が261万(35.1%)、転用が482万(64.9%) NTT西日本:新規が176万(35.5%)、転用が320万(64.5%)

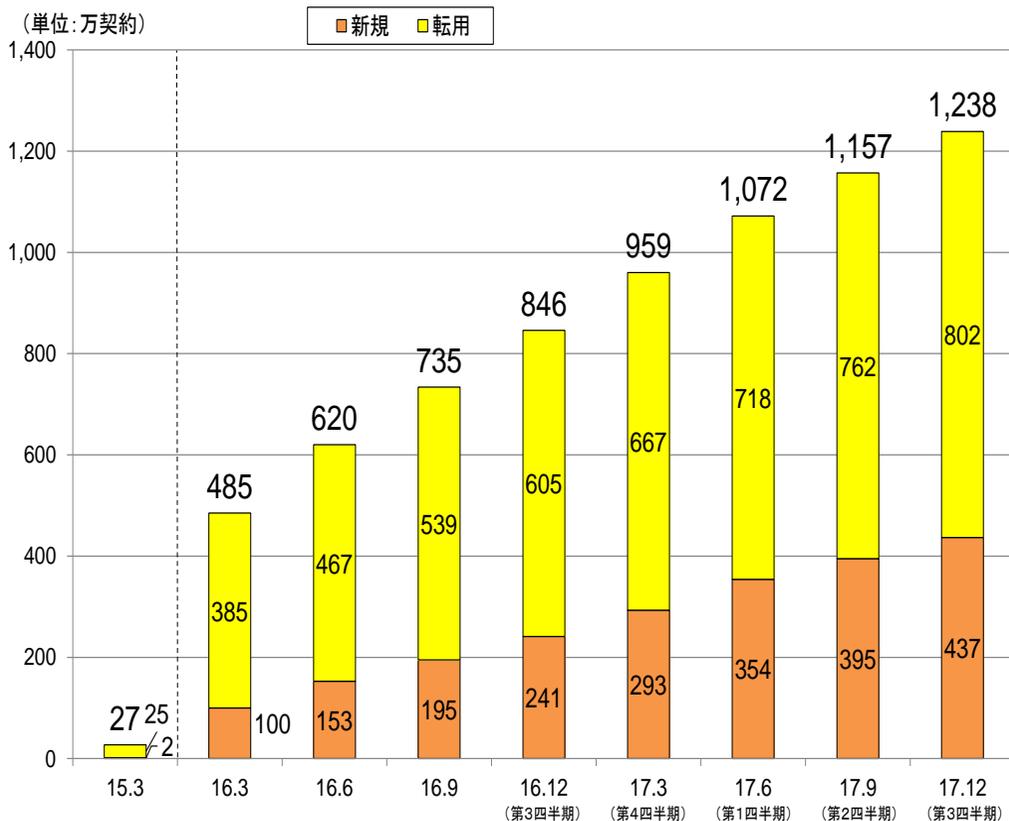
- **直近の四半期**(2017年10月~12月)の**NTT東西合計の卸開通数**(81万)のうち、**新規**は**41万**(51.1%、前期比+3.1ポイント、前年同期比+10.6ポイント)、**転用**は**40万**(48.9%、前期比▲3.1ポイント、前年同期比▲10.6ポイント)。

(参考)NTT東日本:新規が24万(53.5%)、転用が21万(46.5%) NTT西日本:新規が17万(48.1%)、転用が19万(51.9%)

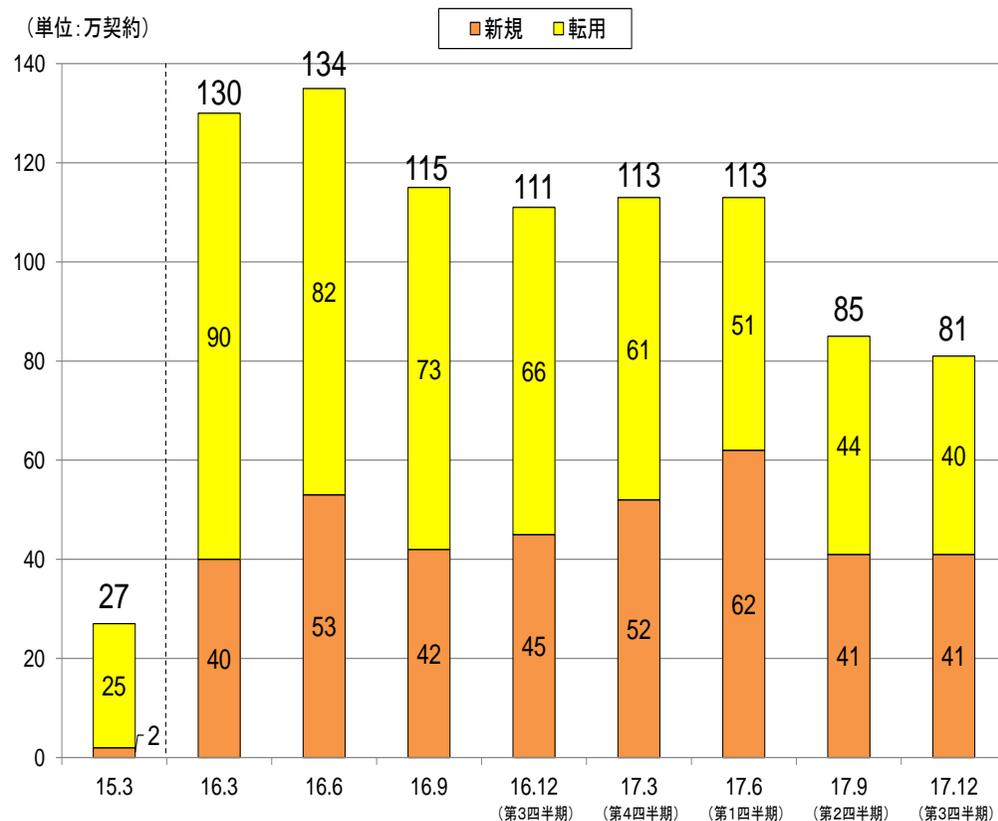
- **毎四半期の卸開通数は、転用が減少傾向**である一方、**新規は40万超で推移**。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること。

【累計卸開通数(NTT東西合計、新規・転用別)】



【毎四半期の卸開通数(NTT東西合計、新規・転用別)】



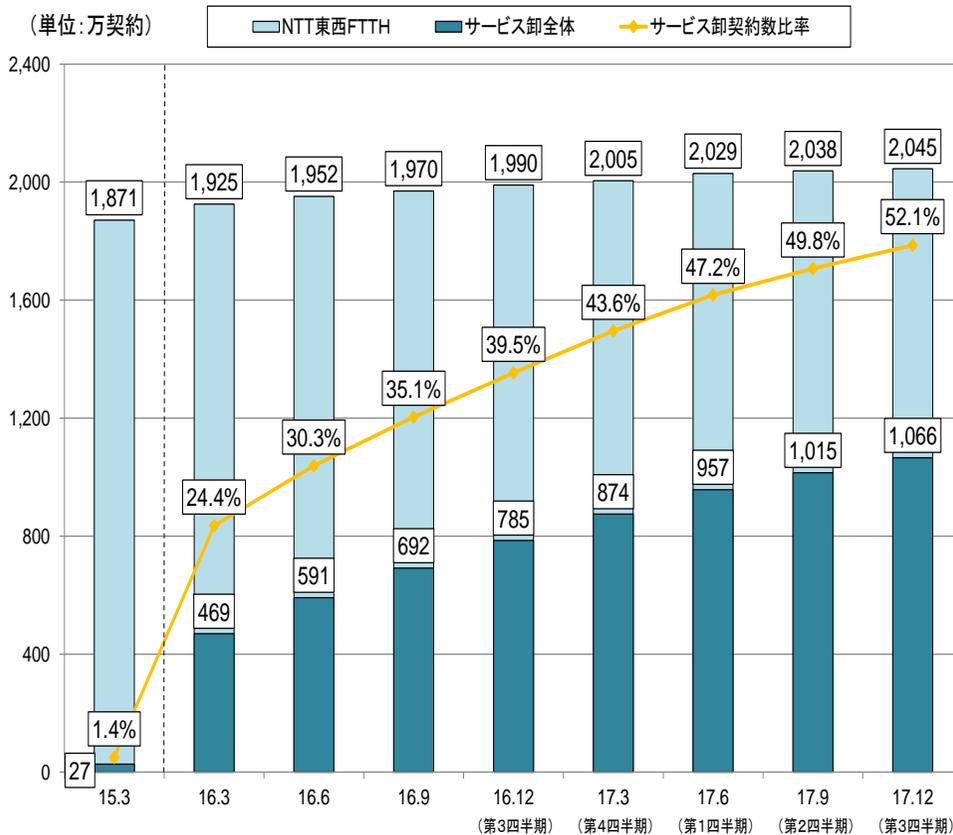
注:NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸解約数の新規・転用別の内訳は不明。

出所:NTT提出資料

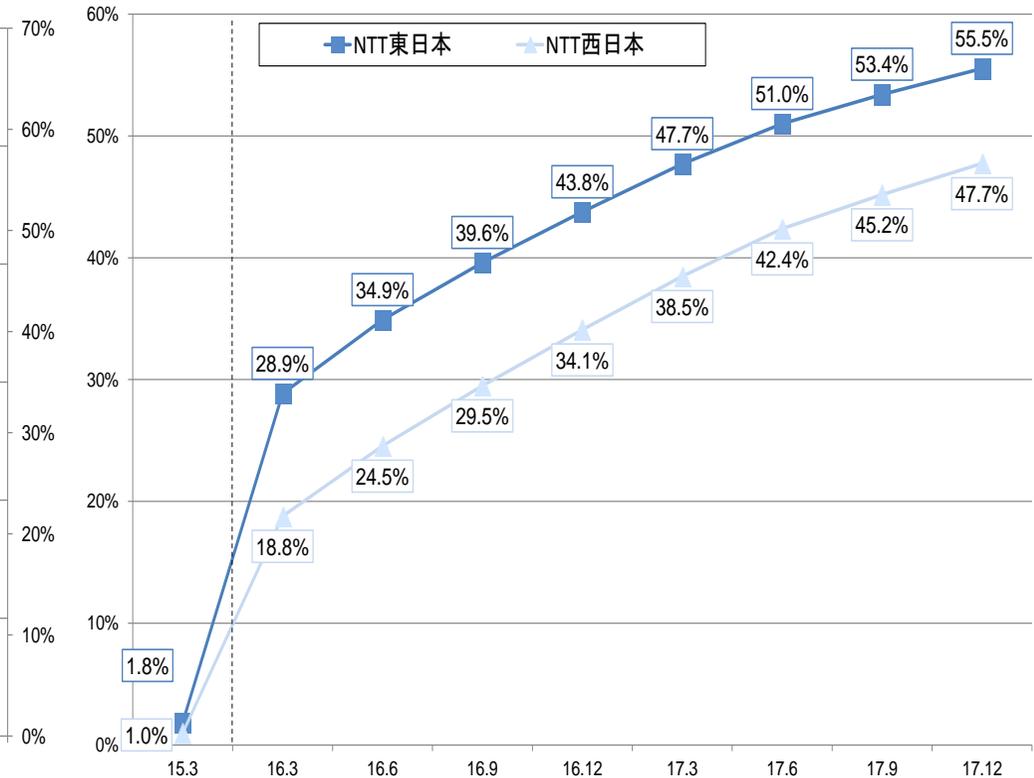
NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸の契約数の割合

- **NTT東西のFTTH契約数(2,045万)におけるサービス卸の契約数(1,066万)の割合は52.1%**(前期比+2.3ポイント、前年同期比+12.6ポイント)となっている。
- NTT東西別でみると、**NTT東日本のFTTH契約数(1,144万)におけるサービス卸の契約数(635万)の割合は55.5%**(前期比+2.1ポイント、前年同期比+11.8ポイント)、**NTT西日本のFTTH契約数(902万)におけるサービス卸の契約数(430万)の割合は47.7%**(前期比+2.5ポイント、前年同期比+13.6ポイント)となっている。

【FTTH契約数・サービス卸契約数割合】



【NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数割合】



出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.3)、電気通信事業報告規則に基づく報告(2016.3以降)

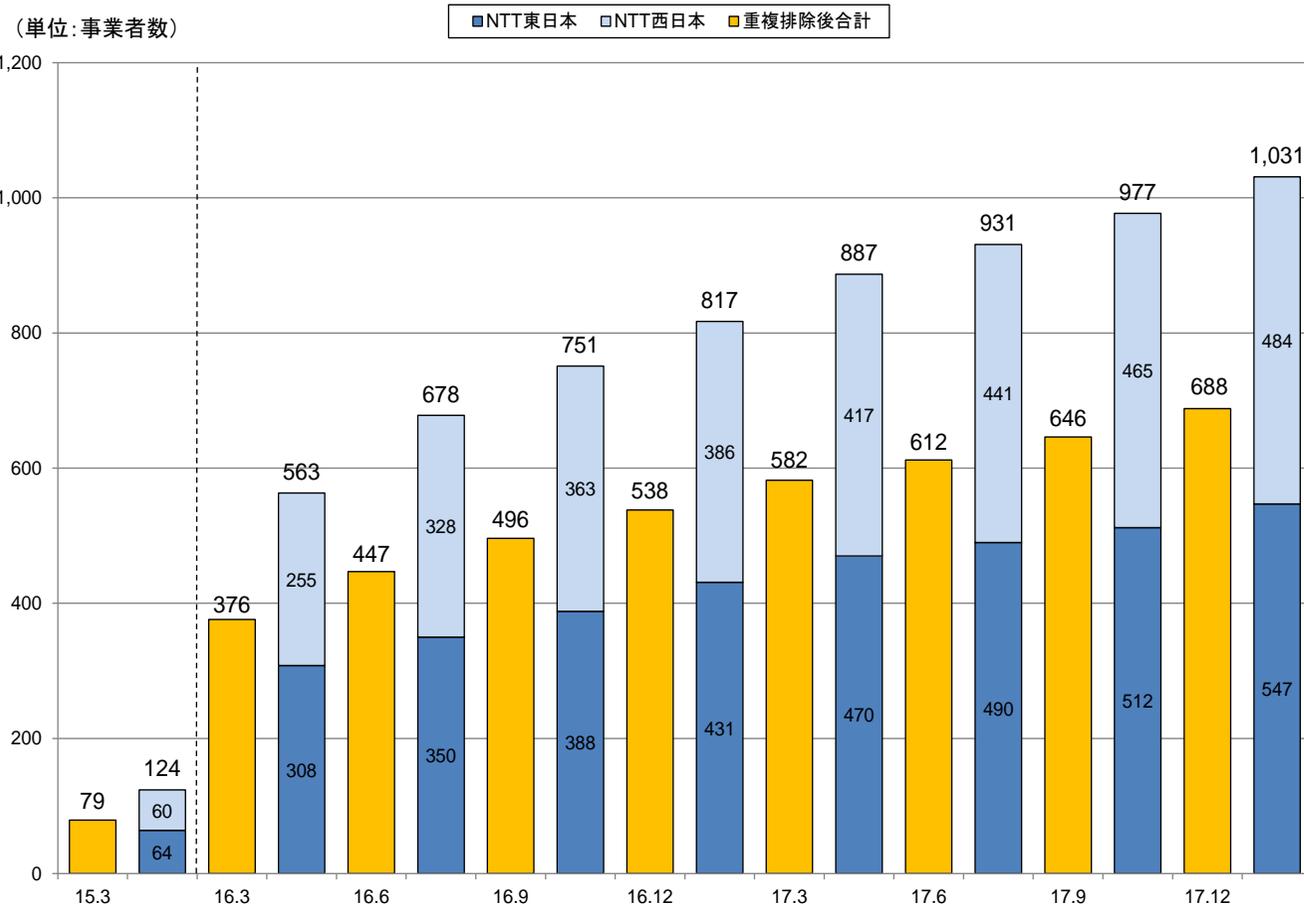
サービス卸の卸先事業者数

- **卸先事業者数**※は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には**688者**（前期比+42者、前年同期比+150者）（2017年12月末）。重複を排除しない単純合算の場合では1,031者（前期比+54者、前年同期比+214者）。

（参考）NTT東西両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者：343者 NTT東日本のみの事業者：204者 NTT西日本のみの事業者：141者

- サービス卸の開始以降、**新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は315者**（前期比+21者、前年同期比+108者）。

※ 再卸先事業者は含まれない。



【事業者の分類】

● MNO	2者	（前期比±0者）
● CATV事業者	75者	（前期比+3者）
● ISP・MVNO事業者	484者	（前期比+25者）
● その他事業者	127者	（前期比+14者）
合計	688者	（前期比+42者）

【新規事業者の分類】

✓ CATV事業者	1者	（前期比±0者）
✓ ISP・MVNO事業者	238者	（前期比+19者）
✓ その他事業者	76者	（前期比+6者）
合計	315者	（前期比+25者）

- 卸契約数が3万以上の卸先事業者(18者)の卸契約数は、NTT東西の卸契約数全体の**90%以上**を占めている。

委員限り

NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用 に関するガイドライン(平成27年2月公表・平成28年5月一部改定) 概要

- サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを策定。

【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為
卸提供事業者 (NTT東西)	指定電気通信役務に関する規律(第20条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者	提供条件の説明(第26条) 書面の交付(第26条の2) 苦情等の処理(第27条) 電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) 媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) 業務改善命令(第29条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 契約前の説明義務の履行不十分 ③ 書面交付義務の履行不十分 ④ 苦情等の処理の履行不十分 ⑤ 不実告知、事実不告知 ⑥ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑦ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先事業者 (NTTドコモに限る。)	提供条件の説明(第26条) 書面の交付(第26条の2) 苦情等の処理(第27条) 電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) 媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となっていく排他的な業務 ④ 契約前の説明義務の履行不十分 ⑤ 書面交付義務の履行不十分 ⑥ 苦情等の処理の履行不十分 ⑦ 不実告知、事実不告知 ⑧ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑨ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先契約代理業者 (販売代理店)	提供条件の説明(第26条) 電気通信事業者等の禁止行為(第27条の2)	① 契約前の説明義務の履行不十分 ② 不実告知、事実不告知 ③ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為

- 平成27年のサービス卸の開始に当たり、
 - ・ NTT東西(フレッツ光)→卸先事業者への移行(転用)については、電話番号・設備を変えずに提供事業者間の変更ができる手続き・システムが整備されたが、
 - ・ 卸先事業者 → 別の卸先事業者又はNTT東西への移行(事業者変更)については、同様の手続き・システムは整備されず、「電話番号を継続利用できない」「光回線の廃止・新設の工事が必要となる」といった課題が生じている。

①転用

・NTT東西のフレッツから卸先事業者への移行

NTT東西



卸先事業者A

②事業者変更

・卸先事業者(A)から別の卸先事業者(B)
(NTT東西も含む)への移行

卸先事業者B

NTT東西

- ・ 電話番号の変更は伴わない。
- ・ 既存の光回線をそのまま利用
- ・ 屋外工事不要。

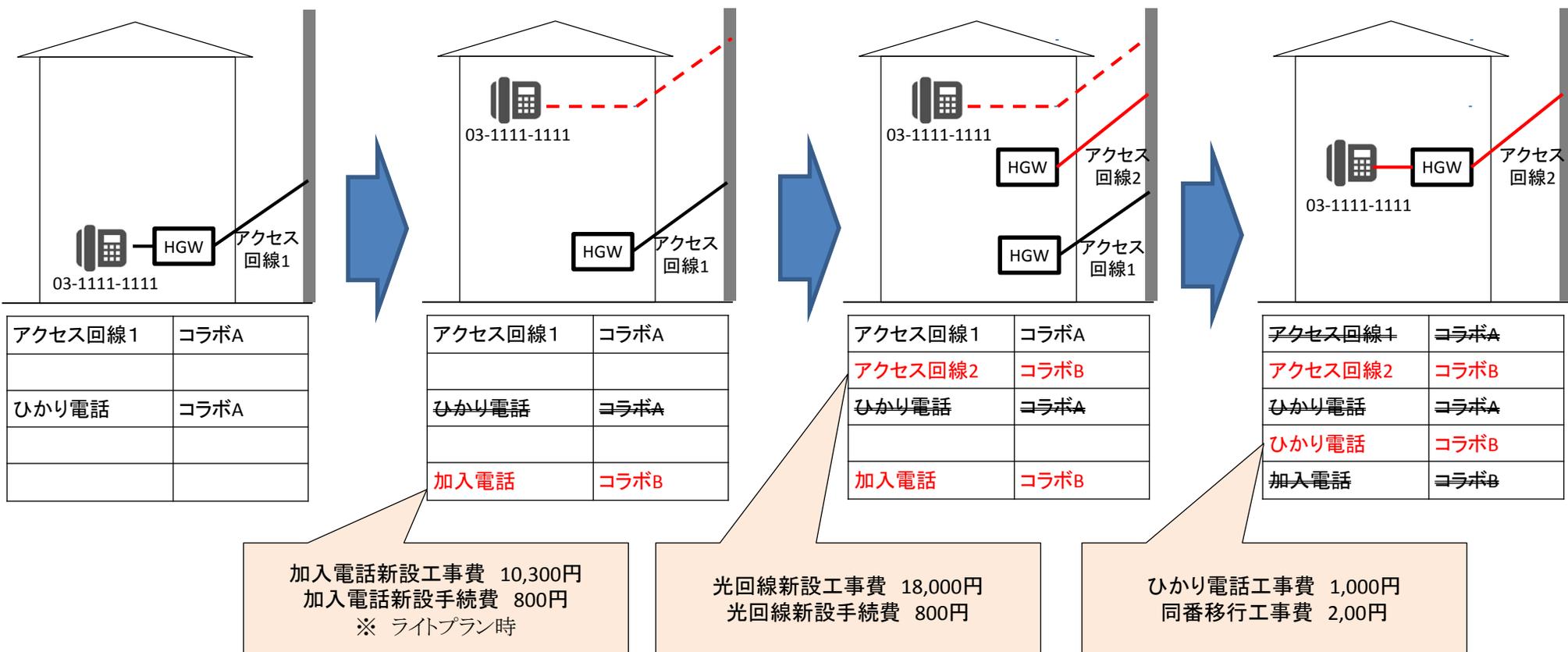
- ・ 基本的に、電話番号の変更を伴う(※)。
- ・ 基本的に、既存の光回線を廃止し、新たな光回線を新設。そのための屋外工事が必要。

電話番号の変更を回避しよう
とすると、①新たに敷設するア
ナログ回線に電話番号を移動
し、②新たに敷設する光回線に
当該電話番号を再移動する必
要がある。

- 電話番号の変更を回避し、継続利用をしようとする、①新たな敷設するアナログ回線に電話番号を移動し、②新たに敷設する光回線に当該電話番号を再移動する必要がある。
- この手続きによると、工事費・手続き費のみで3万円以上必要となる。

<手順のイメージ>

- ※ 電話番号がひかり電話発番の場合はこの仕組みは使えない。
- ※ 2本のアクセス回線の同時敷設が不可能な建物の場合はこの仕組みは使えない。



- 第4回電気通信市場検証会議(平成29年5月)での議論を踏まえ、総務省はNTT東西も参加する業界団体の委員会に対し、NTT東西の光回線の卸売サービスの事業者変更におけるIP電話番号の継続利用の実現に向けた検討を要請。
- 平成29年7月からテレコムサービス協会FVNO委員会において検討。

電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート

第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果

2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等

【確認結果及び対応方針・対応状況】

確認結果	対応方針・対応状況
<p>(4)利用者が事業者変更する際にIP電話番号の継続利用を可能とする手法を用いた営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部のMNOが、他の卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者のIP電話番号の継続利用を可能とする手法※4を用いた営業活動を行っているところ、当該手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせているとの指摘や、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話※5番号の継続利用が可能となることが望ましいとの指摘があった。 <p>※4 現在、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用は実現されていない(FTTH事業者を変更した場合には、新規契約となり、IP電話の電話番号や顧客IDは変更となる)が、FTTH事業者を変更する際に、利用者の電話番号がNTT東西の加入電話による発番である場合は、一旦、電話契約をNTT東西の加入電話に戻した上でFTTH事業者を変更することにより、現状では実現されていないIP電話番号の継続利用が可能となる。</p> <p>※5 卸先事業者がNTT東西から卸電気通信役務の提供を受けてFTTHと併せて提供するひかり電話(光IP電話)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の手法により自社サービスへの移行を促す営業活動については、FTTH事業者の変更を希望する利用者において、自分の電話番号を継続利用したいというニーズに応えるものであり、当該手法自体が直ちに問題となるものではないと考えられる。 ○ 一方、卸先事業者が行う左記の手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるものであること、また、IP電話番号の継続利用が可能となることで利用者利便の向上並びに卸先事業者間の競争の促進に資することから、総務省は、平成29年6月20日、NTT東西も参加する業界団体の委員会に対し、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用の実現に向けた検討が行われるよう要請をしたところである。 ○ 総務省において、当該要請を受けた検討状況を注視していく。